

被災者生活再建支援金

## 被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間を延長します

福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

概要

●申請受付

【現行】平成30年5月13日 → 【延長後】平成31年5月13日まで  
※災害のあった日から37ヶ月の間まで

●対象となる被災世帯

阿蘇市内に居住の世帯で被災により、  
▷住宅が全壊した世帯   ▷住宅が大規模半壊した世帯  
▷住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯  
▷敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯  
※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

●支援金の支給額

区分		基礎支援金
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100万円
	大規模半壊世帯	50万円
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	7.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円

●申請に必要なもの

▷全ての世帯

- ①被災者生活再建支援金支給申請書 ※申請手続きをする際、ご記入頂きます。
- ②り災証明書   ③住民票(世帯全員のもの)
- ④振込口座の通帳の写しまたはキャッシュカードの写し  
(金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分)

▷住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯(①~④に加えて)

- ⑤減失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)

▷敷地に被害が生じたため、住宅をやむを得ず解体した世帯(①~④に加えて)

- ⑥減失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)
- ⑦敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書等の写しなど)

**熊** 本地震で被災した住宅の被災状況に応じて支給する被災者住宅再建支援金(基礎支援金)の申請期間が延長とな

りました。詳細は左記のとおりです。対象となる世帯で申請がお済でない方は期間内に手続きください。

CITY INFORMATION

1,100万円<sup>(税別)</sup>~  
安心の平屋  
「木の家」

良質の住宅をできるだけお安くご提供します



**県民住宅協同組合**

熊本市中央区水前寺4-54-4 ☎096-213-1500  
営業時間/9:00~18:00、年中無休  
会社法人等番号 3300-05-009148

県住協 検索

☎0120・1500・78

即図面・見積もり作成します(無料)。

後期高齢者医療

## 高齢者医療保険料率と軽減措置のお知らせ

ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

保険料年額の算出方法(平成29年から変更なし)

$$\begin{array}{c}
 \text{(均等割額)} \quad 47,900 \text{円} \\
 + \\
 \begin{array}{c}
 \text{(所得割額)} \\
 \text{総所得金額等} - 33 \text{万円} \\
 \text{(基礎控除額)} \\
 \times \\
 \text{(所得割率)} \\
 9.26\%
 \end{array}
 \end{array}$$

※保険料の上限額は年額 57 万円から **62 万円**に変更となります。

**熊** 本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率を見直しています。今年度は昨年度までと同率です。また、所得が低い方や被用者保険<sup>※</sup>の加入者に扶養されていた方の保険料は継続して軽減されますが、一部軽減割合などが見直されます。(※協会けんぽ、健保組合、共済組合の加入者など)

所得が低い人の軽減(5割・2割軽減対象者の拡大)

●保険料の均等割額の軽減(被保険者全員が等しく負担する保険料)

条件 【世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額(33万円)」+「27万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(対象者拡大)	5割
「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(対象者拡大)	2割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

●保険料の所得割額の軽減(所得に応じて負担する保険料)

条件 【被保険者の総所得金額等】	軽減率【保険料所得割額】
「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人	(平成29年度) 2割 → (平成30年度) <b>軽減なし</b>

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減(7割軽減→5割軽減へ見直し)

(平成29年度) 均等割額 <b>7割</b> 軽減	→	(平成30年度) 均等割額 <b>5割</b> 軽減
----------------------------	---	----------------------------

※所得割額はかかりません。  
※対象者…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

### 後期高齢者医療保険料の支払方法

後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書又は口座振替)により納めることになります。

**特別徴収** 年金から差し引いて納付する方法。年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない方が対象

**普通徴収** 特別徴収の対象者以外の方が、納付書または口座振替で納付する方法

国保・後期高齢者医療

## 入院時食事療養費及び入院時生活療養費が一部改定されます

☎ ほけん課 国保・年金係、高齢者医療係 ☎ 22-3145

概要

●入院時食事療養標準負担額(一般病床、精神病床に入院したとき)

▷食費(1食につき) 住民税課税世帯 460円

指定難病患者、精神病床入院患者(経過措置対象者)の食費は据え置かれます。

●入院時生活療養標準負担額(医療療養病床に入院したとき)

入院している方のうち「医療の必要性の高い方」についてのみ、変更になります。

▷居住費(1日につき) 370円

指定難病患者、老齢福祉年金受給者は居住費の負担はありません。

▷食費(1食につき) 住民税課税世帯 460円

保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

指定難病患者、精神病床入院患者(経過措置対象者)の食費は据え置かれます。

※国民健康保険被保険者については65歳以上の方が対象となります。

**国**民健康保険と後期高齢者医療保険の4月から入院時食事療養費及び入院時生活療養費が一部改定されます。

### あん摩マッサージ・鍼きゅう等施設利用券を交付しています

市では国民健康保険被保険者には年間20枚、後期高齢者医療被保険者には年間10枚の施設利用券を交付しています。(年間とは4月～翌年3月までの1年間です。)

1回の施術で1,000円の助成が受けられますので、必要な方は保険証、印鑑を持参のうえ、市役所ほけん課または各支所に申請してください。

代理の方が申請される時は、必要な方の保険証、印鑑と代理の方の運転免許証などの本人確認書類を持参ください。

《注意事項》

※保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限させていただきますことがあります。

※施設利用券は本人以外利用できません。

(家族であっても券を譲渡することはできません)

※紛失した場合、再発行はできませんのでご注意ください。

CITY INFORMATION

内科(高血圧・糖尿病・コレステロール等)

循環器科(動悸・胸痛)

腎臓内科・人工透析

- 来院困難な患者様は訪問診療、訪問看護、訪問リハビリでお支え致します
- 血管年齢・骨年齢等を測定し、健康寿命を延ばす診療をします
- 眠れない・口が乾く・不意に眠くなる等の症状がある方に睡眠時無呼吸症候群の検査及び治療を行っています



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

阿蘇市小里249の2

☎0967-24-6262

広告



合併浄化槽

## 合併処理浄化槽を設置する場合は補助金が交付されます

住環境課 下水道係 ☎ 22-3169

概要

●補助対象地域

阿蘇市内で公共下水道認可区域以外の地域

●補助の対象

補助対象地域に住所を所有し、住居を目的とした住宅に浄化槽を設置する方(貸家、アパート、事務所などは対象となりません)

●補助の額

▷新築等(新築又は合併処理浄化槽の更新)

5人槽/168,000円      7人槽/207,000円  
10人槽/276,000円

▷転換等(汲み取り、単独浄化槽から更新)

5人槽/332,000円      7人槽/414,000円  
10人槽/548,000円

●注意事項

- ▷補助金交付決定通知を受けてから工事を行ってください。  
※申請前や決定通知前に着工している場合は、補助の対象となりません。
- ▷浄化槽の設置工事は、3月中旬までに完了する必要がありますので、新築や増改築の場合は工事期間にご注意ください。
- ▷補助金の振り込みは、確認検査を行った後となります。

**合**併処理浄化槽とはトイレを水洗化するだけでなく、雨水を除く生活雑排水(炊事場、洗面所、風呂場など)を合併処理浄化槽内で処理し、河川等に排水するものです。

合併処理浄化槽を整備し、左記の要件を満たす場合、補助の対象となりますので、住環境課 下水道係で申請手続きをお願いします。

## 公共下水道認可区域で熊本地震により被災した場合の合併処理浄化槽整備費用補助

概要

●補助対象地域

阿蘇市内の公共下水道認可区域の未整備地域

●補助の対象

補助対象地域に住所を所有し、居住を目的とした住宅に浄化槽を設置する方(貸家、アパート、事務所などは対象となりません)

●補助の額

5人槽/332,000円      7人槽/414,000円  
10人槽/548,000円

●注意事項

- ▷浄化槽の工事は、工事を実施する年度の3月中旬までに完了する必要がありますので、工事期間には十分、ご注意ください。
- ▷補助金の振り込みは、確認検査を行った後となります。
- ▷平成28年4月14日以降の工事完了分が補助対象となります。

**熊**本地震により被災し、合併処理浄化槽の設置・布設替えをする方で、左記の要件に該当する場合、整備費用の一部を補助します。



空き家バンク制度

「空き家バンク制度」を活用ください

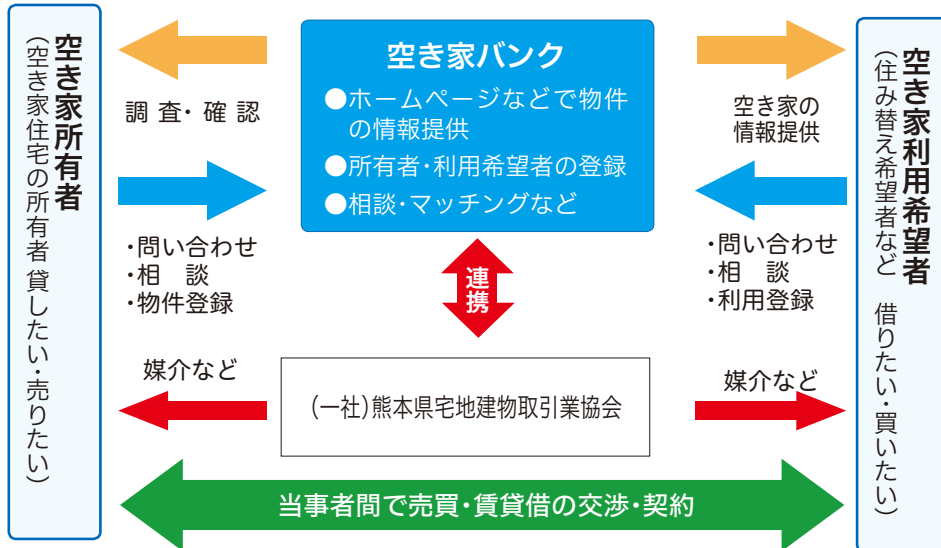
まちづくり課 地域振興係 ☎22-3318

手続きの流れ

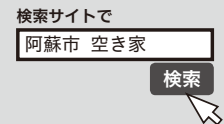
- ① 空き家を貸したい・売りたい所有者は、物件の登録を市に申し込みます。  
※老朽化が著しいものまたは大規模な修繕が必要なものは登録できません。適正に管理され入居可能な物件が対象です。
- ② 空き家を借りたい・買いたい方は、市に利用の登録を申し込みます。
- ③ 市は上記①・②の申込みがあった場合、内容を確認のうえ、阿蘇市空き家バンクに登録します。また、物件については、市のホームページに掲載し、情報提供をします。
- ④②の利用登録者は、希望物件があった場合、市に交渉の申込みをします。
- ⑤ 市は①の物件登録者に利用希望があったことを通知します。
- ⑥ 交渉・契約などは物件登録者と利用登録者の間で行いますが、物件登録者は（一社）熊本県宅地建物取引業協会へ媒介等を依頼できます。（所定の手数料が必要です。）

●申込先 まちづくり課 地域振興係 ☎22-3318

**市**では、地方創生に係る移住促進の一環として「阿蘇市空き家バンク」を開発しています。  
この制度は、空き家を貸したい・売りたい所有者と、空き家を借りたい・買いたい利用者が、「阿蘇市空き家バンク」に登録し、双方合意のもとで空き家の有効活用を行い、移住・定住の促進と地域の活性化を図るものです。



物件情報や詳細は阿蘇市ホームページをご覧ください。登録申込書も阿蘇市ホームページからダウンロードできます。



CITY INFORMATION

アレルギー性鼻炎・気管支喘息 などアレルギー疾患でお困りの方

**診療日** 火曜・木曜・土曜  
午前：9時～12時  
午後：2時～5時

医療法人社団 坂梨会 阿蘇温泉病院

**アレルギー科**

お問い合わせ 0967-32-0881 (代表)